

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年4月1日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 山口 典子

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,224,000	@273000円 × 8ヶ月 = 2,184,000 円 @260000円 × 4ヶ月 = 1,040,000 円
2 その他	44,133	自己資金
収入合計	3,268,133	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	75,582	75,000	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	2,200	2,200	
広 報 ・ 広 聴 費	2,347,048	2,319,000	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	843,303	827,800	
支 出 合 計	3,268,133	3,224,000	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

議員氏名 山口 典子

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
(調査研究費)	4/1～3/31	車検代 視察
(広報・広聴費)	4/1～3/31	広報用HP、ブログ更新 「堺市議会議員 山口典子 ウェブサイト」
(事務・事務所費)	4/1～3/31	事務所家賃・光熱費 事務所インターネット・電話代 事務用品代

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.4.10		819,000		819,000	政務活動費4月～6月分受け入れ		
7.4.30	1		26,400	792,600	ホームページ管理・ブログ更新等 2025年4月分	⑦	
月計		819,000	26,400				
累計		819,000	26,400	792,600			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.8.28	18		26,400	1,142,959	ホームページ管理・ブログ更新等 2025年8月分	⑦	
月計		0	26,400				
累計		1,638,000	495,041	1,142,959			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額		項目	その他
7.9.2	19		2,285	1,140,674	事務所電気代 2025年8月分	⑨	
7.9.2	20		61,600	1,079,074	事務所賃料・共益費2025年10月分	⑨	
7.9.2	21		4,985	1,074,089	インターネット料 2025年8月分	⑨	
7.9.30	22		5,126	1,068,963	インターネット料 2025年9月分	⑨	
7.9.30	23		26,400	1,042,563	ホームページ管理・ブログ更新等 2025年9月分	⑦	
月計		0	100,396				
累計		1,638,000	595,437	1,042,563			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.10.10		819,000		1,861,563	政務活動費10月～12月分受け入れ		
7.10.29	24		26,400	1,835,163	ホームページ管理・ブログ更新等 2025年10月分	⑦	
月計		819,000	26,400				
累計		2,457,000	621,837	1,835,163			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.11.10	25		2,212	1,832,951	事務所電気代 2025年9月分	⑨	
7.11.10	26		2,012	1,830,939	事務所電気代 2025年10月分	⑨	
7.11.14	27		61,600	1,769,339	事務所賃料・共益費2025年11月分	⑨	
7.11.17	28		4,929	1,764,410	インターネット料 2025年10月分	⑨	
7.11.18	29		1,829	1,762,581	ガソリン代	①	
7.11.26	30		1,685	1,760,896	ガソリン代	①	
7.11.27	31		26,400	1,734,496	ホームページ管理・ブログ更新等 2025年11月分	⑦	
月計		0	100,667				
累計		2,457,000	722,504	1,734,496			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.12.1	32		61,600	1,672,896	事務所賃料・共益費2025年12月分	⑨	
7.12.4	33		2,120	1,670,776	事務所電気代 2025年11月分	⑨	
7.12.4	34		4,760	1,666,016	インターネット使用料 2025年11月分	⑨	
7.12.5	35		13,000	1,653,016	政務活動費返還金		
7.12.11	36		13,300	1,639,716	車検代	⑨	
7.12.11	37		1,554	1,638,162	ガソリン代	①	
7.12.22	38		1,606	1,636,556	ガソリン代	①	
7.12.22	39		54,640	1,581,916	視察旅費	①	
7.12.26	40		26,400	1,555,516	ホームページ管理・ブログ更新等 2025年12月分	⑦	
7.12.27	41		1,732	1,553,784	事務所電気代 2025年10月分	⑨	
7.12.27	42		5,390	1,548,394	インターネット使用料 2025年12月分	⑨	
月計		0	186,102				
累計		2,457,000	908,606	1,548,394			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8.1.9		780,000		2,328,394	政務活動費1月～3月分受入れ		
8.1.9	43		1,363	2,327,031	ガソリン代	①	
8.1.19	44		1,592	2,325,439	視察レンタカー代	①	
8.1.20	45		234	2,325,205	視察ガソリン代	①	
8.1.20	46		261	2,324,944	視察ガソリン代	①	
8.1.20	47		1,200	2,323,744	視察レンタカー代	①	
8.1.21	48		1,523	2,322,221	ガソリン代	①	
8.1.27	49		26,400	2,295,821	ホームページ管理・ブログ更新等 2026年1月分	⑦	
8.1.31	50		5,672	2,290,149	インターネット使用料 2026年1月分	⑨	
8.1.31	51		2,120	2,288,029	事務所電気代 2026年1月分	⑨	
月計		780,000	40,365				
累計		3,237,000	948,971	2,288,029			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8.3.4	58		1,630	1,561,432	ガソリン代	①	
8.3.13	59		2,200	1,559,232	書籍購入費	⑥	
8.3.15	60		2,016	1,557,216	ガソリン代	①	
8.3.23	61		61,600	1,495,616	事務所賃料・共益費 2026年3月分	⑨	
8.3.26	62		1,704	1,493,912	ガソリン代	①	
8.3.27	63		252,032	1,241,880	市政報告チラシ新聞折込・ポスティング代	⑦	
8.3.27	64		590,216	651,664	市政報告チラシ印刷・折込・ポスティング代	⑦	
8.3.30	65		571,384	80,280	市政報告政策集冊子	⑦	
8.3.31	66		26,400	53,880	ホームページ管理・ブログ更新等 2026年2月分	⑦	
8.3.31	67		26,400	27,480	ホームページ管理・ブログ更新等 2026年3月分	⑦	
8.3.31	68		1,946	25,534	電気代 3月分	⑨	
8.3.31	69		64,067	-38,533	事務所賃料・共益費 2026年3月分	⑨	
8.3.31	70		5,600	-44,133	インターネット使用料 2026年3月分	⑨	
月計		0	1,607,195				
累計		3,237,000	3,281,133	-44,133			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

山口 典子

管理責任者 (議員名)	山口 典子		
事務所名	山口典子議員事務所		
所在地	〒590-0946 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201号室 TEL 072 (225) 1562		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ □ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	39.05 m ²	賃借料	月額 77,000 円 (政務活動費充当額 61,600 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 32.0 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 80 % <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 80 % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80 % <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネット通信費)・・・ 80 %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	※ほとんどないが、政務活動以外の荷物を 部置くことがあるため 山本典子(本名)で契約しているため、請求書、領収書は山本典子で記載		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

貸室賃貸借契約書

名称 堺ドリームビル

2階 201号室

賃貸借契約書

貸貸人	株式会社ヒューマンドリーム	賃借人	山本 典子
-----	---------------	-----	-------

(1) 賃貸借の目的物

本物件表示	名称	堺ドリームビル	番号 (2階 201号室)
	所在地	大阪府堺市堺区熊野町東3丁2番27号	用途 (事務所)
	構造	鉄骨造ルーフィング葺 地上4階建	間取 (1K) 面積 (39.05㎡)

(2) 契約期間

2019年 10月 19日より	2021年 10月 18日までの	2ヶ年間
-----------------	------------------	------

(3) 賃料等

月額賃料	賃料	65,000円	(消費税別途要)	-円	敷金	円
	共益費	5,000円	(消費税別途要)	-円	礼金	円
	駐輪代	(設備無し)	-	-円	-	-円
	-	-円	-	-円	-	-円
	-	-円	-	-円	-	-円
	月額合計 (消費税別途必要)		70,000円			

(4) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振り込み	引落及び支払期日	前月末日
振込口座	銀行名 りそな銀行 支店名 船場支店 種別 普通 口座番号	フリガナ 名義人	カブシキガイシャヒューマンドリーム 株式会社ヒューマンドリーム

(注) 振込手数料、引落としにかかる手数料(事務手数料含む)は賃借人の負担とする。

(5) 建物所有者及び管理者

建物所有者	住所	大阪府大阪市中央区本町3-2-6 本町ドリームビル9F	TEL	06-6243-8037
管理者	住所	大阪府大阪市都島区本通1-4-20-8F	TEL	06-6921-8111

(6) 居住者名簿 (賃借人以外の入居者)

氏名	続柄	生年月日	年齢	連絡先	勤務先名称又は学校名

(7) 特約事項

- 頭書(3)の賃料等は、他の入居者に一切口外しないものとする。
- 乙は室内家財の保険を契約する事とし、証券の写しを提出するものとする。
- 本契約は乙が賃貸保証会社に加入する事を条件とするものとする。乙が加入する賃貸保証会社の契約更新時には必ず更新するものとし、更新がなされなかった場合は保証契約満了日に遡り本契約についても終了とする。
尚、賃貸保証会社が破綻した場合、乙は速やかに連帯保証人を追加するか、新たな賃貸保証会社に加入する事により本契約についても継続できるものとする。
賃貸保証会社の加入に要する費用については、乙の負担とするものとする。
- 本契約は退去時、通常使用時の自然損耗・経年劣化を除き、乙の故意、過失によって発生した室内の補修は乙が補修費用を負担するものとする。
- 本契約の費用が軽微な小規模修繕は乙負担とするものとする。(判例で有効とされる修繕特約)
- 本事務所の使用につき、選挙事務所としての使用はしないものとする。
- 本物件はペットの飼育を禁止するものとする。
- 乙が本契約を賃料発生日から2年未満に解約する場合は、違約金として 円(別途消費税)を甲に支払うものとする。

9. 乙は退去時にハウスクリーニング代 30,000 円 (別途消費税) を甲へ支払うものとする。

[以下余白]

貸貸人、賃借人及び連帯保証人は、本契約書の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書 2 通を作成し各自署名、押印のうえ、貸貸人及び賃借人が各一通を保有する。

第 1 条【契約の締結】

貸貸人(以下『甲』という)及び賃借人(以下『乙』という)及び連帯保証人(以下『丙』という)は、頭書(1)に記載する貸貸借の目的物(以下『本物件』という)について、以下の条項により貸貸借契約(以下『本契約』という)を締結した。

第 2 条【使用目的】

乙は、頭書(1)に記載する用途を目的として本物件を使用しなければならない。

第 3 条【契約期間】

- 1 貸貸借期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。
- 2 甲は契約期間満了の 6 ヶ月前迄に、乙は 3 ヶ月前迄にそれぞれ相手方に対し書面による異議申し出の無い場合は同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、頭書(3)に記載の更新料を甲に支払うものとする。(法定更新時も同様とする)

第 4 条【賃料等】

- 1 乙は、頭書(3)に記載の賃料、共益費、駐車料、その他(以下『賃料等』という)は、頭書(4)に記載されたとおり甲の指定する方法にて支払わなければならない。
- 2 1 ヶ月に満たない月の賃料等は、その月の日数で日割計算した額とする。但し、契約が月の途中で終了した場合は日割計算を行わず、乙は終了月分全額を甲に支払う。
- 3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協議の上、賃料等を改定することができる。
 - ① 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料等が不相当となった場合。
 - ② 土地又は建物の価格の上昇又は低下、その他の経済事情により賃料等が不相当となった場合。
 - ③ 近傍同種の建物の賃料等と比較して不相当となった場合。

第 5 条【諸経費】

本物件の電気、ガス、上下水道、廃材処理、電話等の使用料および町会費等は、乙の負担とする。

第 6 条【付属施設費】

乙は本物件に付属する施設がある場合は頭書(3)に記載の付属施設費を賃料等支払い時に賃料等に加算して支払う。

第 7 条【遅延損害金】

乙は、賃料・共益費その他甲に対する債務の支払を怠った場合は、支払期日の翌日から支払の日まで年 14.6% の割合による遅延損害金を付加して支払わなければならない。

第 8 条【敷金契約の場合】

- 1 乙は、本契約から生ずる債務の担保として頭書(3)に記載する敷金又は保証金(以下『敷金等』という)を甲に預け入れるものとする。尚、敷金は無利息とする。
- 2 乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料等、その他の債務と相殺することができない。
- 3 乙は敷金返還請求権を第三者に譲渡又は質権設定等の行為をしてはならない。
- 4 甲は、本契約が終了し本物件明渡し完了、並びに乙の負担すべき債務の完済を確認後 30 日以内に敷金等(償却分除く)を乙に返還しなければならない。但し、甲は本物件の明渡し時に、賃料等の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生ずる乙の債務が存在する場合には、当該債務の額を敷金等、から差し引くことができる。
- 5 前項但し書きの場合には、甲は、敷金等から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 6 第 4 項の精算において敷金等をもってしても不足ある時は、乙は甲からの請求があった場合速やかに不足額を支払うものとする。
- 7 頭書(3)に「償却」及び「解約引き」の条件記載がある時は、敷金等より割合に乗じた額又は記載額は甲が取得し、乙に返還されない。
- 8 契約更新により賃料が増額になった場合は、それに伴う敷金等の差額を預け入れるものとする。
- 9 乙は、万一本物件に設定されている抵当権が実行(競売、落札)された場合は、買受人に対し、敷金等返還を請求できなくなる場合があることを予め承諾する。

第 9 条【礼金契約の場合】

乙は、礼金として頭書(3)に記載する金額を本契約締結と同時に甲に支払う。礼金は甲が取得し、理由を問わず乙に返還しない。

第 10 条【鍵の保管】

- 1 乙は契約時に借用した特定の鍵そのものを退去明渡し時に返却しなければならない。
- 2 借用中の鍵を、1 個でも紛失したときは、直ちに甲に連絡し、その指示により錠前一式の取替工事を。取替費用は乙が負担する。

第11条【禁止又は制限される行為】

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、次のことをしてはならない。
 - ① 本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、または賃借物を転貸すること。
 - ② 本物件の増設、改築、改造又は模様替え若しくは本物件の敷地内に工作物を設置すること。
 - ③ 本物件の契約時に居住者名簿に記載された者以外の者を同居させること。
 - ④ 本物件の一部又は全部の使用目的を変更すること。
 - ⑤ 本物件内でペット（鳥獣類・小動物等を含む）の飼育・持ち込むこと。
- 2 乙は、本物件において次のことをしてはならない。
 - ① 暴力組織への加入又は暴力組織関係者の出入り等。
 - ② 宗教団体の強制勧誘活動又は違法若しくは社会通念上相当でない販売活動及び宗教活動等。
 - ③ 本物件の敷地内又はベランダ等に構造物を設ける等、敷地の現況に変更を加えること。
 - ④ 大音量でテレビ、音響機器等の操作、楽器等の演奏等により近隣の平穏な生活を妨げること。
 - ⑤ 階段、廊下、通路等の共用部分及びベランダ外部に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
 - ⑥ 本物件内に禁制品、危険物を持ち込み又は保管すること。
 - ⑦ 分譲賃貸の場合は管理規約、使用細則に違反すること。
 - ⑧ その他社会通念上相当でないと認められる行為を行なうこと。

第12条【契約の解除】

- 1 甲は、次に掲げる事項の事由の一つでも該当した場合には何等の催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
 - ① 賃料等の支払いを1ヶ月以上怠ったとき。
 - ② 賃料等の支払いがしばしば遅延し又は第三者から差押え等法的手続きを受けた事によりその支払い能力がないと甲が認めた時。
 - ③ 賃料等未払いのまま1ヶ月以上の長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと甲が認めたとき。
 - ④ 入居申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により本物件へ入居したとき。
 - ⑤ 乙が暴力団・暴力主義的破壊活動を行う団体（宗教・政治団体）及びその関係者（以下、総じて「団体等」という）であったとき。また、その団体等を本物件内に反復、継続して出入りをさせる等、近隣の平穏を害する恐れのある行為があったときや、その団体等の事務所もしくは拠点として使用した場合、あるいは第三者に同様の目的として使用することを許容した場合。
 - ⑥ 乙又は同居人に刑事事件、その他著しく信用を失墜させる行為があったとき。
 - ⑦ 「分譲賃貸物件で管理規約、使用細則に違反し、有害な行為によって共同生活上の障害が著しく、その他の区分所有者」の共同生活の維持を図ることが困難であると、管理組合が判断し乙の退去を決議したとき。
 - ⑧ 乙が死亡し、又は乙につき成年後見人、保佐人、補助人が選任されたとき。
 - ⑨ 乙が解散し、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合には相当の期間を定めて催告をした上で本契約を解除することができる。
 - ① 第2条に規定する本物件の使用目的厳守義務。
 - ② 乙の共同生活の秩序維持義務。
 - ③ 第11条各項の禁止又は制限される行為の厳守義務。
 - ④ 各市区町村の定めるゴミに関する厳守義務。

乙は、万一本物件に設定されている抵当権が実行された場合は、買受人に対し、6ヶ月以内に本物件を明渡さなければならない場合があることを予め承諾する。

第13条【修理】

- 1 乙は、本物件を善良なる管理者（入居者をいう）の注意義務をもって使用しなければならない。又、乙の故意過失により生じた破損・汚損の修理に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 乙の入居中における本物件の下記の修理・補修・取替・調整・張替・紛失等に要する費用は乙の負担とする。
壁・天井・床・間仕切・外回り建具・洗面所廻り・トイレ廻り・浴室廻り・玄関廻り・台所廻り・電気設備・給湯器・給排水・ガス設備・冷暖房設備・鍵・ポスト類・備品・その他付属設備。
- 3 自然界の外気温度の変化等による本物件内の水道管や給排水管の凍結・破裂・損傷・汚染等の修理は甲の負担とし、結露による損傷・汚損等の修理は乙の負担とする。
- 4 賃借物件に関する修理その他の工事の一切は、甲の指定する業者又は予め甲の承認した業者にさせるものとする。
- 5 乙は、貸室・建物共用部および敷地内の共用施設にて修理を必要とする箇所を発見したときには、直ちに甲に通知しなければならない。

第14条【解約】

- 1 解約の申入れは書面をもってしなければならない。
- 2 乙は甲に対し、 3 ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を解約することができる。但し乙は解約申入れの日から 3 ヶ月分の賃料等を支払うことにより解約申入れ日から起算して 3 ヶ月を経過するまでの間、随時本契約を解約することができる。
- 3 乙は、解約の申入れ後、甲もしくは管理者の書面による承諾がないかぎり取消変更できないものとする。また、これによって生ずる甲の損害は乙が負担するものとする。

- 4 甲はやむを得ない正当事由がある時は、本契約期間中といえども本契約を解約することができる。この場合、甲は乙に対し、6ヶ月前迄に書面をもって解約の申入れをしなければならない。

第15条【明渡し及び原状回復義務】

- 1 乙は、本契約が解除、解約その他の事由により終了する場合は、その終了する日までに（第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに）、本物件を明渡ししなければならない。
- 2 前項の場合、乙は自己の負担において本物件に付加した造作、その他の設備等を撤去し、契約当初の原状に復して甲に明渡しするものとする。
- 3 乙の居住・使用により発生した建物価値の減少のうち、乙の故意・過失・善管注意義務違反その他通常の使用を超える使用による損耗・毀損等を復旧する費用は乙の負担とする。
- 4 明渡し時の原状回復及び修繕に関する工事の一切は、甲の指定する業者又は予め甲の承諾した業者にさせるものとする。
- 5 乙は明渡しの際に、甲の承諾により設置した造作、その他の設備等といえども、甲に対して買取り請求をすることができない

第16条【立入り】

- 1 甲または甲により特に指定された者は、本物件の設備等の点検・清掃および修理等建物管理上ならびに警備上の必要がある場合には、予め乙に通知して承諾を得たうえ（火災、事故等緊急の場合はこの限りではない）本物件内に立入り適宜に措置をすることができ、乙は甲の措置に協力しなければならない。この場合、甲の措置により生ずる生活上の支障、騒音、振動等に対し、乙は迷惑料・損害賠償・賃料等の減額等、その名目の如何に関わらず、一切の金員を請求しない。
- 2 本契約終了後、本物件を賃借しようとする者が下見をする場合は、甲及び下見をする者は、予め乙の承諾を得て、乙の本契約終了前に本物件に立入ることができる。
- 3 乙が長期間（10日以上）にわたり、甲又は管理者に何等通知なく不在となり、行方不明の場合には、甲又は管理者は本物件の管理、保全のため本物件内に立入ることができる。

第17条【連帯保証人】

- 1 丙は、本契約に基づく乙の甲に対する一切の債務につき保証し、乙と連帯して履行する責を負う。
- 2 丙は、本契約が法定又は、合意により更新された場合、その更新後の契約についても責を負う。以後もまた同じ。
- 3 丙が甲に対して負う保証債務は、乙の甲に対する金銭債務、賃借物保管義務、用法遵守義務、賃借物返還義務、原状回復義務等、一切の債務に及ぶものとする。
- 4 乙は、丙が死亡、破産又は債務超過による支払不能、所在不明等の事由により丙の責を果たせない状態となったとき又は、乙が追加若しくは変更を希望するときは、その事情を速やかに甲に通知し、甲の承諾する者を丙として追加又は変更しなければならない。甲が丙の追加若しくは変更を希望するときは同様とする。
- 5 乙は、次のいずれかに該当する場合、丙に対して、乙に代わって本契約を解除すること、本契約の解除通知を受けること、解除後に室内残留物を搬出処分して本物件を明け渡すことを予め委任し、丙はこれを受任する。
 - ① 乙が賃料等の支払いを1ヶ月以上怠り、又は度々遅延し、甲の催告にもかかわらずその支払いをしないとき。
 - ② 乙が甲又は管理者に対する通知なく、所在不明となり1ヶ月以上経過したとき。
 - ③ 乙が死亡又は破産その他の理由により、本契約の履行が困難になったとき。
- 6 乙は、前項に基づき丙が権原を行使したことに対しては、丙及び甲に対して損害賠償請求その他の異議を申し立てることはできない。
- 7 乙は、本契約が存続する限り、第5項の委任を解約することができない。更新後もまた同じとする。
- 8 乙は、連帯保証人に代わり保証会社を利用している場合は、本契約存続期間中は保証会社との契約を継続するものとする。

第18条【損害賠償】

- 1 乙は、故意又は過失により本物件に破損、汚損、故障、その他の損害を与えたとき、乙は遅延なくその旨を甲に連絡し、甲より請求あり次第直ちに乙の費用にて修理し、且つ甲の蒙った一切の損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、解除・解約・期間満了等により本契約が終了したにもかかわらず本物件を明け渡さず、権原なく本物件を占有するときは、契約終了の翌日から明け渡し完了の日まで契約終了時の賃料等の倍額の使用損害金を甲に支払うと共に、次の契約者に対する入居遅延による損害その他一切の損害を賠償しなければならない。
- 3 天災地変、火災、盗難、その他当事者の責に帰すべきでない事由によって蒙った甲又は乙の損害に対しては甲、乙双方ともその責を負わないものとする。
- 4 本物件の駐車場その他敷地内において乙またはその関係者の車両等に盗難、破損等の事故が生じて甲は一切その責を負わない。
- 5 乙、乙の関係者または乙の来訪者が故意過失を問わず、本物件および、共用部分、付帯設備または、第三者の財産を毀損もしくは滅失し、又は、本物件の所有者、甲、他の入居者などに人的、物的損害を与えたとき、乙は速やかにその旨を甲に連絡し、原状に復し、かつその損害を賠償しなければならない。

第19条【通知義務】

- 乙は次の場合、直ちに甲又は管理者に通知しなければならない。
- ① 乙及び丙の住所、氏名（名称）、勤務先（学校）、電話番号等に変更が生じたとき。
 - ② 長期間（10日以上）不在になるとき。
 - ③ 本物件が漏水、汚損、破損、滅失したとき。
 - ④ 本物件より退去する日程が決定したとき。

第20条【契約の終了】

天災地変、火災、その他甲の責に帰すべきでない事由により本物件が通常の用に供することができなくなった場合、本契約は当然に終了する。

第21条【遵守事項】

- 1 乙は賃貸借期間中、火災保険(個人賠償責任担保特約、借家人賠償責任担保特約付き)に加入するものとする。尚、加入期間が満了になった場合は、本物件入居中は必ず継続更新するものとする。加入しなかった場合、いかなる事由があろうとも自己の責任において損害賠償の責を負うものとする。但し、入居者総合保険付き賃貸借契約の場合は、この限りでないものとする。この場合、本契約の終了日もしくは、甲と管理会社との管理委託契約が終了する日をもって、補償期間は終了する。
- 2 乙は使用規定に従い、使用方法を遵守し、他の居住者並びに近隣の迷惑となる行為等をしてはならない。

第22条【協議】

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第23条【管轄裁判所】

甲及び乙は、本契約から生ずる権利義務について紛争を生じたときは、本物件の所有者である法人の本社所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに同意する。

第24条【裁判費用】

賃料不払等の乙の債務不履行および不法行為のため、甲がやむなく提起した賃貸契約の解約、本物件の明渡し、賃料の支払等を求める裁判手続きに係る印紙代、切手代、弁護士費用、鑑定費用、その他の費用は乙の負担とする。

【以下余白】



契約年月日

2019年10月19日

(甲)
貸貸人
(記名押印)

住所 大阪府大阪市中心区本町3-2-6 本町ドリームビル9F

フリガナ

氏名

株式会社ヒューマンドリーム 携帯
代表取締役 高田 耕治



TEL 06-6243-8037

(乙)
貸借人
(自署押印)

住所

堺市

フリガナ

ヤマモトマリコ

氏名

山本典子



生年月日

携帯

TEL

勤務先住所

堺市堺区南瓦町番1号

勤務先名称

堺市議会

住所

堺市

フリガナ

氏名

生年月日

携帯

TEL

勤務先住所

勤務先名称

住所

フリガナ

氏名

生年月日

携帯

TEL



勤務先住所

勤務先名称

(丙)
連帯保証人
(自署押印)

(丙)
連帯保証人
(自署押印)

媒介業者

大阪府知事(12)第18374号
堺市堺区甲斐町西1丁1番22号
若林不動産株式会社

代表取締役 若林修司

担当者

宅地建物取引主任者

(大阪)第063908号

若林修司

鍵受領書

殿

2009年10月19日

入り口 (メーカー GOAL) NO. [REDACTED] 2 本

上、正に受領致しました。尚、明渡しの際には必ず返却致します。万一、本カギを紛失した場合にはカギを同メーカーのものと交換する費用を私が負担致します。

乙 借主

住所

堺市 [REDACTED]

氏名

山本典子 [REDACTED]

2024年6月吉日

入居者様 各位

大阪市中央区安土町2丁目3番13号
株式会社ヒューマンドリーム
06-6210-3169

代表者変更のご案内

拝啓 向暑の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、弊社は2024年3月31日をもちまして下記の通りに代表者を変更致しました。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

辞任：代表取締役 高田 耕治

新任：代表取締役 高田 幸喜

2. 契約に関する諸手続きについて

現在、締結しております賃貸契約書の代表者の変更につきましては、本書を変更通知に代えさせて頂き、代表者以外の事項につきましては原契約の通りと致します。万が一、代表者変更の覚書などが必要な場合がございますが、恐れ入りますが、上記までご連絡下さいますようお願い致します。

以上

「堺ドリームビル」入居者様各位

<貸主変更のお知らせ>

令和7年5月吉日

旧所有者 大阪市中央区安土町2丁目6番15号

(旧賃貸人) 株式会社ヒューマンドリーム

代表取締役 高田 幸喜



新所有者 大阪市平野区加美正覚寺1丁目18番5号

(新賃貸人) 奥田新光株式会社

代表取締役 奥田 達也



拝啓 平素は、ご愛顧を賜り心からお礼申し上げます。

さて、現在賃借頂いています「堺ドリームビル」について去る令和7年5月27日付にて、上記、旧所有者より新所有者に所有権が移転されました。

貴殿様との賃貸借契約は、従来通り変わりなく承継されましたので、お知らせ致します。

お手数おかけしますが、令和7年7月分以降(6月末振込み)からの賃料等の支払いについて、下記記載の新所有者の口座へお振込みをお願い致します。また振込手数料は、今まで同様ご負担お願いいたします。

尚、管理会社も変わりましたので、何かございましたら下記までご連絡賜ります様、よろしく願いいたします。今後共、変わりなく末永くお付き合い頂きますことを心よりお願い申し上げます。

賃料等振込先	
銀行名	三菱UFJ銀行 阿倍野橋支店
口座番号	普通 XXXXXXXXXX 口座名：ユ) オーエスシステムサポート

管理会社	
連絡先	〒547-0001 大阪市平野区加美北6丁目14番31号 有限会社オーエスシステムサポート

お問い合わせ窓口	
エムティーオープランニング	
連絡先	TEL 090-2758-2103 担当： XXXXXXXXXX

「堺ドリームビル」入居者様各位

<貸主変更のお知らせ>

令和7年12月吉日

旧所有者 大阪市平野区加美正覚寺1丁目18番5号

(旧賃貸人) 奥田新光株式会社

代表取締役 奥田 達也

㊞

新所有者 堺市堺区大町東1丁目1番9号

(新賃貸人) ロジェ株式会社

代表取締役 中川 成好

㊞

拝啓 平素は、ご愛顧を賜り心からお礼申し上げます。

さて、現在賃借頂いています「堺ドリームビル」について去る令和7年12月18日付にて、上記、旧所有者より新所有者に所有権が移転されました。

貴殿様との賃貸借契約は、従来通り変わりなく承継されましたので、お知らせ致します。

お手数おかけしますが、令和8年1月分以降(令和7年12月末振込み)からの賃料等の支払いについて、下記記載の新所有者の口座へお振込みをお願い致します。また振込手数料は、今まで同様ご負担お願いいたします。

尚、管理会社が変わりましたので、何かございましたら下記までご連絡賜ります様、よろしくお願いいたします。今後共、変わりなく末永くお付き合い頂きますことを心よりお願い申し上げます。

賃料等振込先

銀行名：三菱UFJ銀行 新大阪北支店

口座番号：普通 [REDACTED] 口座名：株式会社ミニテック西日本

管理会社・お問合せ

管理会社：株式会社ミニテック西日本

住所：〒550-0002 大阪市西区江戸堀3丁目7番3号1F

連絡先：担当 [REDACTED] TEL：06-6225-5732

自由民主党堺市議会議員団
行政視察報告書

令和8年1月19日（月）沖縄県宮古島市

令和8年1月20日（火）沖縄県石垣市

山口 典子

沖縄県宮古島市

○視察内容

「宮古島市における地下シェルターの整備状況について」

「宮古島市総合体育館（現地視察）」

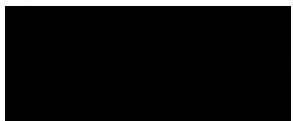
担当職員



宮古島市役所 建設部 建築課



課長



〒 906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140
E-mail: [Redacted]
TEL:(0980)79-9671 FAX:(0980)73-1081



宮古島市議会事務局

議事係長

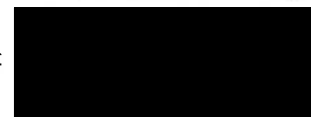


〒906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
TEL 0980-72-3762
FAX 0980-73-0944
E-mail: [Redacted]



沖縄県宮古島市議会事務局

次長補佐



〒 906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
TEL : 0980-72-3762
FAX : 0980-73-0944
e-mail : [Redacted]



1. 視察の目的

本視察は、南西地域における武力攻撃事態を想定した住民保護体制の整備状況を把握し、「特定臨時避難施設（地下シェルター）」の計画・構造・運用の実態を確認するとともに、本市の国民保護計画及び危機管理政策の高度化に資することを目的として実施した。

2. 事業の位置づけと整備経緯

本施設は総合体育館整備事業と一体で整備される複合型施設である。

- 令和2年度：基本構想
- 令和3年度：基本計画
- 令和4年度：設計着手
- 令和6～7年度：旧総合体育館解体
- 令和8～10年度：新総合体育館整備

単独シェルターではなく、「平時は体育施設、有事は避難施設」として活用する設計である。

3. 施設概要（資料3頁）

- 地上2階・地下1階（RC造一部S造）
- 延床面積：約16,500㎡
- 総事業費：約40億円
- 特定財源比率：約90%

地下部分は「特定臨時避難施設」として整備される計画である。

4. 地下避難施設の技術基準

「特定臨時避難施設の技術ガイドライン（概要）」に基づき整備。

(1) 想定事態

以下4種類の攻撃を想定：

- 着上陸侵攻
- ゲリラ攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

これらに伴う爆風圧、破片衝撃、熱作用等を考慮した設計となっている。

5. 構造計画

(1) 構造体

- 外壁：厚さ 30cm 以上の鉄筋コンクリート
- 内壁：20cm 以上
- 爆風対策を考慮した構造設計

(2) 出入口

- 2 方向避難確保
- 爆風の直接作用を回避する配置

6. 設備計画

- 非常用発電設備
- 換気設備（フィルター対応）
- 給水・排水設備
- 備蓄倉庫（飲料水・食料）
- トイレ（収容人数対応）
- 通信設備

一定期間の滞在を前提とした機能整備である。

7. 令和 6 年 6 月追加要点

追加内容として、

- 出入口の自動車対策強化
- 平時駐車場利用時との転換設計
- 空調排気対策
- 入場動線混雑防止計画

が示されている。平時利用（駐車場等）から有事転用への現実的設計が強化された。

8. 政策的評価

① 平時活用との統合設計

体育館＋地下避難施設という複合化により、投資の正当性と稼働率を確保。

② 国主導の制度設計

特定財源約 90% という高い国費割合は、地方単独では困難な整備を可能にしている。

③ 技術基準の明確化

ガイドラインに基づく標準化により、性能担保と全国展開可能性を確保。

●所感

1. 危機想定「現実化」に対する率直な受け止め

宮古島市の整備は、抽象的な安全保障論ではなく、具体的な攻撃類型（弾道ミサイル、ゲリラ、航空攻撃等）を前提に設計を進めている。これは単なる危機意識の高まりではなく、国家レベルの国民保護政策が地方の都市計画へ直接組み込まれている事例である。

堺市としても、「起きるか否か」ではなく「起きた場合の行政責任をどう果たすか」という視点で議論を深める必要がある。

2. 平時活用との統合設計という合理性

宮古島市は体育館・駐車場との複合設計により、平時活用を前提とした投資設計を行っている。これは財政規模の大きい堺市においても極めて重要な示唆である。

単独シェルター整備ではなく、

- 地下駐車場
- 大規模公共施設
- 再整備予定地

と組み合わせた多用途設計こそ、都市部型モデルといえる。

3. 財源構造の重要性

約90%が特定財源という点は、地方単独整備の難しさを明確にしている。

堺市市議会としては、

- 国民保護法制の動向
- 防衛関連補助制度
- 他政令市の動き

を注視し、単独判断ではなく制度設計と連動した議論を行う必要がある。

4. 堺市における現実的検討論点

堺市は人口約 82 万人の政令指定都市であり、南西諸島とは地政学的条件が異なる。

しかしながら、

- 弾道ミサイル事案
- 大規模テロ
- 複合型災害（南海トラフ地震＋社会混乱）

といったシナリオは排除できない。

よって検討論点は次の通りである

- ① 既存地下施設の遮蔽性能調査
- ② 指定避難施設との機能差整理
- ③ 国民保護計画の実効性検証
- ④ 市民説明戦略の構築

5. 議会としての姿勢

市議会としては、

- 不安を煽る議論ではなく
- 想定を可視化し
- 必要な備えを冷静に積み上げる

ことが責務である。

本視察は、「危機管理を先送りしない自治体」の姿を示していた。

6. 総括的所感

宮古島市は、

国家安全保障と地方自治の接点に立つ最前線の事例である。

堺市は地理的状況が異なるものの、

政令指定都市としての都市防災モデルをどう構築するかという課題に直面している。

今回の視察は、

- 制度活用力
- 技術基準の具体性
- 平時統合型設計
- 合意形成の重要性

を学ぶ機会となった。

出張報告書にかかる領収書等の整理番号

39 44 45 46 47




沖縄県石垣市

○視察内容

「石垣市国民保護計画(避難計画)及び避難シェルターについて」

「シェルター整備予定地（現地視察）」

担当職員

 **石垣市役所**
総務部 防災危機管理課

課長

〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672番地
TEL.0980-87-5533
FAX.0980-83-1427
E-mail: housai@city.ishigaki.lg.jp

石垣市 建設部
都市建設課 建設係

係長

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
TEL:0980-83-4207 FAX:0980-83-9197
Mail: token-s@city.ishigaki.lg.jp (個人)
token-s@city.ishigaki.lg.jp (代表)



石垣市役所
議会事務局
議事調査係

係長

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
TEL:(0980)82-4054 Fax:(0980)82-1570
E-mail: token-s@city.ishigaki.lg.jp

1. 視察の目的

本視察は、武力攻撃事態を想定した住民避難の実効性を確認するため、石垣市が策定する「避難実施要領（案）」および島内・島外輸送計画の具体的運用設計を把握し、都市型自治体における危機管理政策の在り方を検討することを目的として実施した。

2. 避難実施要領の基本方針

- 国の指示に基づき避難開始
- 市が確保した航空機・船舶により九州方面へ退避
- 要配慮者優先避難

という明確な原則が整理されている。

石垣市の最大の特徴は、

「長期滞在型防護」ではなく「広域移送型退避」モデルである点である。

3. 避難対象者・規模

- 石垣市人口：約 49,821 人
- 要配慮者：約 5,093 人
- 1日当たり輸送能力：約 10,485 名

という数値設計が示されている。

避難単位は原則「小学校区単位」であり、地域コミュニティ単位での集結を基本としている。

4. 輸送計画の全体像

「島外輸送計画の全体イメージ」が示されている。

輸送能力（1日あたり）

- 航空輸送：約 10,950 名
- 船舶輸送：約 420 名

複数日の継続輸送を前提として全住民退避を計画。

5. JHTC（住民避難登録センター）の設置

中央運動公園屋内練習場に設置される JHTC（住民避難登録センター）の運用方法が詳細に示されている。

機能：

- 住民確認・QR登録
- チェックイン手続き
- 体調確認
- 誘導導線の分離

実際の体育館内レイアウト図には、登録列、待機列、医療確認動線まで具体的に設計されている。

これは「理念」ではなく「実装レベル」の計画である。

6. 要配慮者避難計画

- 要配慮者数：5,093人
- 一般客船：4,750人
- 船舶：621人
- ベリ：61人

医療連携

- 県立八重山病院と連携
- 事前トリアージ
- 救急搬送優先

在宅 → 医療機関 → JHTC → 港・空港という詳細フローが整理されている。

7. 港湾動線計画

- 候補岸壁抽出
- 車両導線
- 救急搬送導線
- 国際埠頭との区分

まで具体化されている。

- 救急車搬送ルート
- 避難者乗船導線
- 自衛隊との連携

が図示されている。

8. 政策的評価

① 計画の具体度

避難ルート、登録方法、輸送能力、医療連携まで具体化されている点は極めて高い実効性を持つ。

② データ設計

人口規模・要配慮者数・輸送能力が明確に数値化されている。

③ 運用主体の明確化

市・県・医療機関・自衛隊等の役割分担が整理されている。

9. 都市部自治体への示唆

石垣市モデルは、

- ・ 物理的防護ではなく
- ・ 組織的移送能力の最大化

に重点を置いている。

これは、人口密集型都市での一時的退避設計にも応用可能である。

●所感

1. 「逃がし切る」設計思想への強い印象

石垣市の計画は、防護施設整備ではなく、住民を“どう動かし、どう島外へ退避させ切るか”という一点に焦点を当てた極めて実務的な設計であった。約49,821人の人口、要配慮者5,093人という具体的数値に基づき、1日あたり約10,485人の輸送能力を積み上げている。これは理念ではなく、実行能力から逆算した計画である。

2. JHTCという運用中枢の具体性

中央運動公園屋内練習場に設置される

JHTC（住民避難登録センター）のレイアウト図は、

- ・ QR登録
- ・ 待機動線の分離
- ・ 医療確認ゾーン
- ・ 移送区画の区分

まで具体化されている。

避難は「場所」より「動線と情報管理」で決まるという現実である。

3. 要配慮者対策の徹底

- 県立八重山病院との事前連携
- トリアージ
- 搬送ルートの固定化
- ヘリ輸送計画

まで明示されている。

特に印象的なのは、医療を避難計画の中心に据えている点である。

堺市は高度医療機関が集積する都市であるが、逆に言えば広域搬送時の医療負荷は極めて大きい。

石垣市のように、「避難＝医療統合設計」という視点は重要な示唆である。

4. 堺市との構造的差異

石垣市は約5万人規模、島嶼自治体である。堺市は約82万人を擁する政令指定都市である。同じモデルの単純適用は不可能である。

しかしながら、

- ・地区単位での集結
- ・登録拠点の事前設計
- ・優先順位付け
- ・輸送キャパの数値化

という方法論は都市型避難にも転用可能である。

5. 議会としての責務

視察を通じて明確に感じたのは、

危機は「計画が抽象的な自治体」において現実化するという事実である。

堺市議会としては、

- ① 本市国民保護計画の実効性点検
- ② 大規模避難時の登録拠点候補整理
- ③ 医療・警察・消防との情報共有訓練強化
- ④ 住民への理解醸成

を段階的に進める責任がある。

6. 総括所感

石垣市の計画は、住民保護を「工程管理」として設計している点に最大の学びがあった。

避難は精神論ではなく、

- ・時間軸管理
- ・人数管理
- ・導線管理
- ・医療管理

の総合マネジメントである。

堺市議会としては、都市型危機管理モデルを再構築する契機とすべきである。

